

# 財政状況等一覧表（平成19年度）

(単位:百万円)

団体名 福島市

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
44,036	9,525	2,245	55,806

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計〔福島市〕	90,176	88,063	2,113	1,768	4,130	91,718	
一般会計〔飯野町〕	2,595	2,506	89	68	267	3,609	
庁舎整備基金運用特別会計〔福島市〕	1,020	1,020	-	-	-	-	
一般会計等	93,771	91,569	2,202	1,835		95,327	

(注) 一般会計等は、単年度の純計規模を算出することとしており、会計間の繰入れ、繰出しの調整等を行っているため、一般会計と庁舎整備基金運用特別会計との合計額は、一般会計等と一致しない。

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入金見込額	備考
水道事業会計〔福島市〕	7,598	7,782	184	4,876	109	23,846	358	法適用
水道事業会計〔飯野町〕	137	149	12	105	52	932	255	法適用
下水道事業費特別会計〔福島市〕	(歳入) 13,063	(歳出) 12,770	(形式収支) 293	243	2,895	72,541	37,721	
中央卸売市場事業費特別会計〔福島市〕	(歳入) 720	(歳出) 677	(形式収支) 43	43	299	863	546	
茂庭地区簡易水道事業費特別会計〔福島市〕	(歳入) 43	(歳出) 41	(形式収支) 2	2	27	393	337	
農業集落排水事業費特別会計〔福島市〕	(歳入) 157	(歳出) 146	(形式収支) 11	11	99	2,752	1,863	
土地区画整理事業費特別会計〔福島市〕	(歳入) 1,533	(歳出) 1,468	(形式収支) 65	-	1,005	4,946	3,848	
国民健康保険事業費特別会計〔福島市〕	(歳入) 25,749	(歳出) 25,069	(形式収支) 680	680	1,566	-	-	
国民健康保険特別会計〔飯野町〕	(歳入) 653	(歳出) 614	(形式収支) 39	39	60	-	-	
老人保健医療事業費特別会計〔福島市〕	(歳入) 23,041	(歳出) 23,041	(形式収支) -	-	2,021	-	-	
老人保健特別会計〔飯野町〕	(歳入) 765	(歳出) 740	(形式収支) 25	25	85	-	-	
介護保険事業費特別会計〔福島市〕	(歳入) 14,958	(歳出) 14,914	(形式収支) 44	44	2,246	-	-	
介護保険特別会計〔飯野町〕	(歳入) 450	(歳出) 421	(形式収支) 29	29	93	-	-	
公営企業会計等計				6,097		106,273	44,928	

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。  
2. 法適用企業に係るもの以外のものについては「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(-)で表示している。  
4. 「左のうち一般会計等繰入金見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
伊達地方衛生処理組合一般会計	60	58	2	2	-	-	-	
伊達地方衛生処理組合し尿処理事業特別会計	1,090	1,005	85	3	1	681	154	
伊達地方衛生処理組合ごみ処理事業特別会計	1,024	1,017	7	7	28	1,392	86	
川俣方部衛生処理組合一般会計	120	111	9	9	-	9	-	
福島地方水道用水供給企業団 福島地方水道用水供給事業会計	4,306	4,145	161	4,462	-	2,283	-	
福島県市民交通災害共済組合一般会計	422	388	34	34	-	-	-	
福島地方広域行政事務組合一般会計	28	25	3	3	-	-	-	
福島地方広域行政事務組合ふるさと市町村圏事業費特別会計	17	17	-	-	4	-	-	
福島地方広域行政事務組合養護老人ホーム事業費特別会計	579	554	25	25	-	-	-	
福島地方広域行政事務組合介護保険事業費特別会計	180	163	17	17	30	-	-	
福島県市町村総合事務組合一般会計	12,204	11,943	261	261	1,930	-	-	
福島県市町村総合事務組合消防補償等特別会計	1,281	1,281	-	-	-	-	-	
福島県市町村総合事務組合消防賞しゅつ金特別会計	5	4	1	1	-	-	-	
福島県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償特別会計	28	22	6	6	-	-	-	
福島県市町村総合事務組合自治会館管理特別会計	23	23	-	-	-	-	-	
福島県後期高齢者医療広域連合一般会計	1,585	1,443	142	142	-	-	-	
伊達地方消防組合一般会計	1,515	1,504	11	11	21	25	2	
一部事務組合等計				4,983		4,390	242	

#### 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
福島地方土地開発公社	51	1,092	5	410	5,850	10,847	-	3,981	
(財)福島市振興公社	-	12	12	138	-	-	-	-	
(財)福島市スポーツ 振興公社	-	300	300	56	-	-	-	-	
(財)福島市中小企業 福祉サービスセンター	2	81	50	35	-	-	-	-	
(財)福島市水道 サービスセンター	8	16	10	-	-	-	-	-	
福島市観光開発(株)	9	201	33	-	-	-	-	-	
(株)福島まちづくりセンター	3	81	25	11	-	-	-	-	
(株)福島テクノサービス	13	56	5	-	-	-	-	-	
(社)福島市中央卸売 市場協会	2	77	2	27	-	-	-	-	
(株)飯野町振興公社	4	14	5	-	-	-	-	-	
(財)福島県青少年育成・ 男女共生推進機構	3	384	3	3	-	-	-	-	
阿武隈急行(株)	135	779	78	17	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等計			528	697	5,850	10,847	-	3,981	

(注) 1. 本表では、福島市が出資する商法人、民法法人、地方三公社のうち、出資率が25%以上、もしくは財政支援(補助金、貸付金、損失補償、債務保証)を行っている法人を記載している。

2. 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

#### 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
財政調整基金		157	
減債基金		1,016	
その他充当可能基金		15,181	
充当可能基金計		16,354	

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

#### 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
実質赤字比率〔福島市〕	5.91	3.28		11.25	20.00	水道事業会計〔福島市〕		66.8	
実質赤字比率〔飯野町〕	3.90					水道事業会計〔飯野町〕		92.7	
連結実質赤字比率		14.21		16.25	40.00	下水道事業費 特別会計〔福島市〕		6.0	
実質公債費比率〔福島市〕	13.4	7.6		25.0	35.0	中央卸売市場事業費 特別会計〔福島市〕		14.4	
実質公債費比率〔飯野町〕	13.4					茂庭地区簡易水道事業費 特別会計〔福島市〕		17.1	
将来負担比率		42.7		350.0		農業集落排水事業費 特別会計〔福島市〕		46.4	
財政力指数〔福島市〕	0.76	0.78	0.02			土地区画整理事業費 特別会計〔福島市〕		-	
財政力指数〔飯野町〕	0.32	0.33	0.01						
経常収支比率〔福島市〕	87.2	88.8	1.6						
経常収支比率〔飯野町〕	83.9	88.5	4.6						

(注) 1. 「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「資金不足比率」は負数( - )で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。

2. 「資金不足比率」の早期健全化基準に相当する「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。